

漏水調査にご協力を

担当 水道施設課

☎046(252)7519
☎046(257)4155

水道の配水管と給水管からの漏水調査を次の通り実施します。調査では、市委託の調査員が音聴棒などを使い地表面に現れない漏水箇所を調査します。所有者または管理者の修理箇所となる部分の水漏れを発見した場合にはお知らせします

※市指定工事業者については座間市管工事業協同組合 ☎046(251)5179へお問い合わせください。
○調査期間 8月中旬～11月中旬

第39回中学生の主張 作文コンクール作品募集

担当 青少年課

☎046(253)8415
☎046(259)2163

日常生活の体験を基に、その意見を発表し、広く市民に訴えることにより中学生への理解を深めてもらうことを目的とした中学生の主張作文を募集します。応募作品を審査し、11月23日(土)開催予定の「第43回座間市青少年健全育成大会」で表彰し、作品集冊子を作成します。

○応募資格 市内在住の中学生
○課題 「私たちと環境保護」「命を考える」「私が社会や他人のためにできること」「私の学校生活」「私と家族」「私が大人に望むこと」「私の人生への夢」「ネット社会に生きる」「身近な国際化を考える」
※題名(タイトル)は課題に沿って自由。
○応募方法 課題を一つ選んで400字詰め原稿用紙4枚程度にまとめ、9月4日(水)までに〒252-0023立野台1-1-4 青少年センター内 青少年課主張作文担当宛てに郵送(当日消印有効)または直接担当へ ※一人1点に限る。
※応募作品は返却しません。

日常生活の体験を基に、その意見を発表し、広く市民に訴えることにより中学生への理解を深めてもらうことを目的とした中学生の主張作文を募集します。応募作品を審査し、11月23日(土)開催予定の「第43回座間市青少年健全育成大会」で表彰し、作品集冊子を作成します。

○調査場所 ▽配水管 ▽市内全域 ▽給水管 ▽相模が丘一丁目～六丁目、広野台一丁目～二丁目、相模原一丁目～二丁目、緑ヶ丘一丁目～六丁目、明王、栗原、ひばりが丘一丁目～五丁目、栗原中央一丁目～六丁目、東原一丁目～五丁目
○内容 ▽昼間 ▽個人の敷地内(メーターバルブや止水栓付近での給水管の漏水調査▽夜間 ▽道路上での配水管の漏水調査

青少年善行ほう賞候補者の推薦

推薦内容を審査し、受賞者・団体を決定し、11月23日(土)開催予定の「第43回座間市青少年健全育成大会」にて表彰します。

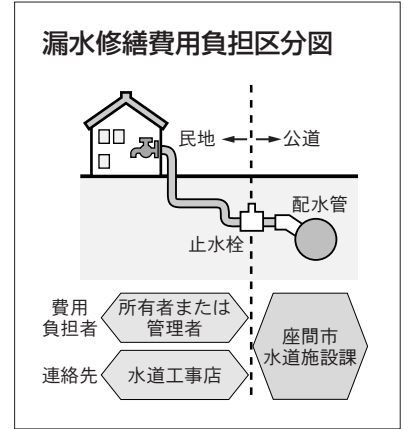
- 対象 25歳未満の市内在住・在勤・在学者で次のいずれかに該当する方または団体
- 隣人、友人などに対する援助や善い行いに尽くしたもの
 - 社会福祉施設または、社会的弱者に対する訪問・激励・介護、その他の各種奉仕もしくは、金品の寄付やその他社会福祉に尽くしたものの
 - 子ども会の指導、年少者の教育・指導、非行少年の補導などに尽くしたものの
 - 防犯・防火・人命の救助救急看護などに尽くしたものの
 - 家庭または親族間における、善い行い、挨拶などに尽くしたものの
 - 清掃美化、その他環境衛生に尽くしたものの
 - 交通整理、水難防止、その他事故防止に尽くしたものの
 - その他善行と認められるもの

○推薦方法 9月20日(金)までに青少年センターで配布する「青少年善行ほう賞推薦書」(市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入の上、直接担当へ

担当 青少年課 ☎046(253)8415 ☎046(259)2163

○調査場所 ▽配水管 ▽市内全域 ▽給水管 ▽相模が丘一丁目～六丁目、広野台一丁目～二丁目、相模原一丁目～二丁目、緑ヶ丘一丁目～六丁目、明王、栗原、ひばりが丘一丁目～五丁目、栗原中央一丁目～六丁目、東原一丁目～五丁目

○調査会社 株式会社日本漏防コンサルタント関東営業所
※調査員には、必ず身分証明書と調査腕章の携帯を義務付けています。調査会社が漏水調査の費用を請求することはありません。



8月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活(訪問販売・多重債務など)	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午と午後1時～4時(第2水曜日(14日)は午後のみ)	☎046(252)8490(電話相談可)
弁護士(面談のみ)	13日夜 14日 20日夜 21日 27日夜 28日	予約制(電話可) 受付☎046(252)8218 市役所1階相談室 ※1日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度一人1回(25分以内)、その他の相談は一人30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政書士(遺言書等作成)	8日 15日	毎月第2・第3木曜日午後1時30分～4時30分
交通事故士	20日 23日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時 毎月第4金曜日午後1時30分～4時30分
不動産(取引・契約)	22日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分
分譲マンション(近隣・管理組合)	9日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分(申し込みは8日まで)
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
人権擁護委員(近隣問題など)	13日	毎月第2火曜日午後1時30分～4時 ☎046(252)8087
ドメスティックバイオレンス	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階 広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483
認知症	毎週月曜日午前10時～正午、午後1時～3時	担当 介護保険課 ☎046(252)7084
住まい探し(高齢者)	20日	偶数月第3火曜日午後1時30分～4時(電話予約制。19日までに(公社)かながわ住まいまちづくり協会☎045(664)6896へ) 市役所5階 5-3会議室 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127
障がい者就業支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時(予約制(電話可)) 毎月第3木曜日午前9時、10時30分(各一人で予約制(電話可))	市役所1階 障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566
駐留軍離職者	15日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時 さまコミュニティプラザ2階81会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604
児童	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分(電話可)	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前9時30分～11時30分と午後1時～4時(予約制(電話可))	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階 青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
教育子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時 毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時(電話のみ)	市役所5階教育研究所 ☎046(259)2164 担当 教育研究所 ☎046(259)2164
就学(障がい児対象)	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～4時(予約制(電話可))	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732

8月に納めていただくのは

▽市・県民税(第2期) ▽国民健康保険税(第3期) ▽介護保険料(第3期) ▽後期高齢者医療保険料(2期)
※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストアで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく。
※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。
※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。
※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021へ(国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ)。